

十五・六世紀を中心とする江南地方劇の変質について(二)

田 仲 一 成

序 章

第一章 明代前半期の“社”の演劇活動

序 節 明代“社”的演劇と元代社制との関係

第一節 農耕組織としての“社”的演劇活動

第二節 抑民組織としての“社”的演劇活動

第三節 救荒組織としての“社”的演劇活動

第四節 小結(以上・本紀要・第六〇冊)

第二章 明代前半期の共同体的社祭演劇組織と里甲制との関係

序 節 社祭組織における地主支配の強化

第一節 有力同族による社祭演劇組織の支配とその構造

第二節 里甲制組織と社祭演劇組織との相互依存関係

第三節 小結(以上・本号)

第三章 里甲制の解体に伴なう社祭演劇の分解—宗族演劇と市場地演劇—

十五・六世紀を中心とする江南地方劇の変質について(二)

第四章 明代江南演劇の諸局面（俳優・戯曲）における“雅俗”分解の進行

結 章

第二章 明代前半期の共同体的社祭演劇組織と里甲制との関係

序節 社祭組織における地主支配の強化

さて、前章において、われわれは明代前半期の「社」を元代「社制」との連続において把え、そこにおける勧農・抑民・救荒の三機能の中に組みこまれている演劇活動の諸相を追跡してきたが、本章においては改めてこれらの「社」演劇の社会的構造の内部に立ち入った考察を加えることにより、これらの社の演劇の場面にどのような種類の社会的諸権力がどのような形でぶつかり合っていたか、又、これらの演劇を支えている眞の社会的階層は何であったか等々の問題について分析を試みて見よう。

今、上來述べた前章・第一～第三節に亘る「社」演劇の諸相の中から、右の「社」演劇内部の権力関係の問題に関連する点をしぼり出して見ると、さしあたり次の二点が問題となろう。

先ず第一の問題は、明代の社においては、おそらく社の内部の地主対貧下層農民の対立が激化してきていたのに対応して、社の演劇が同族乃至村落の支配的地主層の村落統制手段乃至組織手段の一つに転化してきていたという点である。勧農・抑民・救荒の三側面にわたる、「社」の所謂「村落共同体」的統合機能が常に結果的には村落支配地主層の利害と一致するよう作用してゆくという仕組は、既に元代の「社」においても、充分に貫徹していた原理であ

つたと思われるが、明代の「社」の場合、例えば、第一章・第二節・Ⅱの郷約系演劇の場合に見る如く、村落地主層の村落民に対する組織手段の一環という側面が露骨にあらわれてきている。別に第三節の救荒演劇の場面でも体制維持を望む地主的利害感覚が元代の「社」の同じ場面におけるよりも、より強く表面に出てきているように思われる。この辺りが改めて検討を要する第一のポイントと云えるであろう。

次に第一の問題としては、上来、縷述しきたつた明代郷村の「社」の演劇の場合においては、元代に比べて、一社単独の孤立的散発的な演劇形態が少なくなり、少くとも一郷村全域を蔽う郷村単位の演劇や、或は数社以上の連合演劇の比重が増大してきていて、それだけ県などの国家権力の介入が起り易くなつてきていているという点である。この点は、上記第一節・Ⅱ、第二節、第三節などに述べた各種の「社」演劇がおおむね一社の範囲を超えた、広域連合の形をとっていることからも、容易に看取し得る点であるが、このことは個々の「社」演劇を支配する郷村地主層が相互に横の連絡を強化してきていたこと、及びそのために国家権力の末端を利用してゆこうとする傾向が強まつていたこと（逆に國家権力の側も自己の権力の基盤としての地主層の支配をバックアップしようとする傾向を強めていたことになる）など的事実を反映するものと言えるであろう。この点が一層の吟味を要する第二のポイントである。

かくして、われわれは、以上の二点を総合しつゝ、明代前半期における「社」演劇の特色を「地主支配の個別的強化と総合的組織化」という方向に想定して行くことができるよう思うのである。そして、この点を更に突っ込んで明らかにするためには、前章各節で試みた如き「社」演劇の活動場面を個別的に分析することよりも、むしろそれらの個々の演劇活動を内部から支えている「社」の演劇運営組織の社会的構成、特にその中での地主支配的構造そのものに目を向けてゆくことが必要となる。つまり、ここでは、明代の「社」が元代の「社」を土台としつゝ、それをの

りこえて到達し得た、地主支配体制の成熟度、或は同じことであるが、明代の郷村地主層が元代以来の「社」祭組織の中に構築し得た支配機構の制度的精緻さと強固さ等々の分析が当面の問題の中心となるのであり、このことは又、元代社祭演劇と明代社祭演劇との間に横たわる質的差異を考えようとする本稿の最終目的にとつても極めて重要な位置を占めてくることになる。問題の関連する範囲は演劇史の枠を越えて拡散しがちであるが、以下、上記の二つのポイントに密着した問題領域の範囲内で、次の二つの点を中心に検討を進めて見ることにしたい。

- (i) 明代社祭演劇組織の中心的部分が郷村内の有力同族の組織といかに結合していたか。
- (ii) 明代社祭演劇組織の制度的仕組みの中に、当時の国家権力の末端としての郷村行政組織（里甲制）がいかに癒着的に滲透して機能していたか。

以下、右の一項に関し、前章所引の挙例を中心たる資料としながら、節を分つて順次に分析を加えてゆくことにしたい。

第一節 有力同族による社祭演劇組織の支配とその構造

明代の「社」の社祭（演劇を含む）組織が、地主支配の傾向を強めていく徴候の一つとして数え得るものは、「社」の存立する村落内で支配地主層としての位置を占める少数の有力同族が「社」の祭祀組織を独占して行くという現象であった。例えば、第一章・序節に引いた、安徽・歙県の『（潭渡孝里）黃氏族譜』（本紀要第六〇）に見える「長至社」の例をふりかえて見よう。ここでは、前引の文にも見えるように、元の至正年間の立社の頃から、社祭組織を構成する二十四の社戸のうち、張・朱・程・唐・江の五氏が各一戸を占めるほか、残りの十九戸はすべて黄氏が占めるとい

う、有力宗族群の寡頭支配体制が濃厚であつたが、この傾向は明代に入つて益々強まり、成化年間に社屋を新建する時点では、完全に黄氏一族の專制と化してしまつていたといふ。『(瀋渡孝里) 黄氏族譜』卷六〈成化元年間新建社屋祠堂記略〉の注は、このことを次のように記している。

查元至正九年、社戸二十有□戸、黄氏計一十九股、已居五分之四、若朱氏則於異姓五戸中、僅有其一、可謂式微極矣。考其時、猶壇而不屋。故老社簿載、其上長養樹木云云也。迨成化年間始刲社屋、簿列社戸之名。惟黄氏一姓、故社屋与旌孝祠、得以合基聯棟耳。烏有所謂“朱衰黄盛”、由於扞社基之說耶。

右の文によると、至正年間の立社當時、社屋をもたず、単に樹木を植えるにとどまつっていた社壇に成化年間に社屋を建設したが、その時には、それまで社戸の一角を構成していた朱氏等五姓は全く影をひそめ、独り黄氏のみが祭祀組織を独占するに至つていたので、社屋そのものも黄氏の族祠である旌孝祠に付設したといふ。その後、村落内で“朱氏が衰え黄氏が栄えているのは社屋を黄氏に付設したからだ”という非難が起きたというから、成化元年以後も朱氏等の異姓五姓は益々凋落の一途をたどり、社の組織全体が全く黄氏の私的支配に属することになった状況を推定することができる。この社の場合、前引の文、第一章・序節(本紀要・第六〇)にも見えるよう、社戸は社の祭祀を維持する経済的負担を負つていたのであるから、上記の如き社戸組織における朱氏以下五姓の没落と黄氏一族の繁栄という事態は、黄氏一族の他姓に対する経済的優位（おそらく土地所有上の優位）、従つて村落全体に対する経済的支配権の増大を意味すると考えなくてはならない。おそらく、経済力を失つた朱氏以下五姓の社戸からの脱落を順次、黄氏の富裕戸が埋めて行つたものであろう。成化年間ににおける社屋の新建もまた大きな経済的負担を伴なう行為であったから、この象徴的行事を画期として、これ以後、この社は元代以来の少くとも複数宗族の連合体として成立してきた段

階を終えて村落支配地主層の集団としての黃氏一族の專制支配の時代に入ることになったと言えるであろう。また、同じく第一章・序節（本紀要第一七一八頁）にあげた、無錫・迴溪里社の場合を見ても、やはり当初存した尤・王・陳・吳・顧の各姓の連合体という元代的形態が次第に尤氏專制へと移行して行く傾向を認めることができる。かくの如く、われわれは、上記のわづかな挙例を通じてでも、明代の「社」における、有力宗族（支配地主家族群）の專制支配強化の趨勢を垣間見ることができる訳であるが、以下ではこのよだな有力同族による「社祭組織」の支配の構造がどのようなものであつたかという点に焦点をしぼり、その仕組の中核をなす血縁的閉鎖性と経済的独占性について分析を進めて見よう。

同族が「社祭組織」を独占するような形態では、本来、地縁的な「社」の祭祀組織自体が血縁的な結合単位としての小集団の範囲に閉じこめられる傾向が強くなるのは自明のことであるが、この間の姿を最も詳細に物語る記録として、前章第一節以来、主要資料として度々引用してきた『茗洲吳氏家記』『社會記』の記事を再びとりあげて見ることにしたい。

前章を通じて縷述したように、茗洲村・祈寧社では、その立社の当初においては、吳氏のほかに、李氏・謝氏などの異姓が含まれていたが、明初の段階では、吳氏系の一門が他姓を圧倒し、更に一四四七年以降は、このうちの一派、吳元龍系の一門が祈寧社社戸を独占するに至る。『社會記』には以後、一五八四年に至る間の、毎年春秋の社首の名が逐一、記録されており、これについては、既に牧野巽博士が精細な分析と整理を加えられているが⁽¹⁾、今、同博士の整理を土台とし、その整理方法を踏襲しつつ、右の一四四七～一五八四年の祈寧社・社祭組織の変遷を第一期から第五期に分ち、系図との関連の下に、表示して見ると次の通りである。

(1) 第一期（創設期）

正統十四年（一四七七）、呉元龍派による社戸独占の時点では、第十表の系図で、□に囲んだI～Xの十戸が社戸組織を形成した。ただし、この創設期社戸グループは、第十一表に見ると、一順しただけで、Iが死亡、VI・IXが他の地方に移住したため、七戸に減少してしまったが、特にそれらの欠落を補充もせぬままに、一四七四年迄、約三十年間、この少数グループのみによる独占的輪番体制が維持された。

(2) 第二期（長子単独代位の時期）

一四七四年、更にIVが死亡して社戸が六戸に減少したため、新たにXI・XIIの一戸を立て、更にVIを代襲復活させて、九戸編成とした。この時期が約二十年間続き、その間に、VII・XIII・Xに死亡者が出たが、それぞれ長子相続によつて代襲せしめ、全体として九戸編成を維持しつづけた。

(3) 第三期（兄弟複合代位の時期）

一四九三年、VII・温の死亡を、長子の良、次子の僕の兄弟で複合（共同）代位して以来、兄弟・叔甥による複合代位の形態が激増する（II・III・VII・XIV・XV・K・X）。中には、III・XIVのことく、長子代行の際、次子を別に独立させて社戸を分出する形態も現われてきており、前期の長子単独代位は維持できなくなつてきていたらしい。ただし、全体として社戸の分出ができるだけ抑える努力をしていたらしく、一五二八年まで、とにかく社戸全体の数を十戸程度に抑制して、創設期及び第二期までの、原初的な輪番組織形態を維持することに成功している。

(4) 第四期（同輩行均等代位の時期）

一五二九年、いよいよ、兄弟・叔甥の分裂による社戸の分出を抑えきれなくなつたらしく、一挙に社戸の数を二十五・六世紀を中心とする江南地方劇の変質について(2)

十九戸に増加する。おそらく第十表の世系図で第廿六世のうちから二十九戸が選ばれて社戸を編成したのであろう。ただし、『吳氏家記』卷四《世系記》によると、この世代の総数は五十四名あり（第十表は社戸関係の人名）、そのうちどれが二十九戸の社戸を形成していたかを推定するのは六つかしいが、一応、一五二九～一五六八年迄の社首名とその血縁関係を手掛りにして、その構成を推定して見ると、第十二表、(一)元のごとくなる⁽⁴⁾。そしてこの表に示したように、この時期は一五五一年を境にして更に前後二期に分かれるようと思われる。

(i) 第四期前期（春秋社戸未分化編成の時期）

一五二九年編成の二十九戸の新社戸は一五五〇年まで従来通りの方法で順次に春秋の社首を輪番で担当する。

第一期の七戸編成の場合は三年ごとに、第二期の九戸編成の時期では四年ごとに、又、第三期の九～十二戸のときには、五～六年ごとに廻つてきた順番が、この二十九戸編成の場合には、十五年に一回という極めて長い間隔になってしまった。ただ、二十九戸という数は、第一～三期迄の、七戸・九戸・十一戸などと同様に奇数編成であるから、それぞれの社戸が交互に春・秋の社首を勤める仕組になっていた筈で、その限りでは、社戸の数は増えても、その輪番原理は第三期迄と同一であつたと思われる。また、それぞれの社戸に死亡者が出了場合には、やはり父子、兄弟が相続代位しており、それによつて二十九戸という数を維持していることも第三期と同様である。ただし、現実には、十五年という長い間隔のために、その間に死亡や事故が生じ易かつたと思われ、表にも見るようすに社戸相互間に間隔の不揃いが目立ち、社戸ごとに春・秋交代という原則も乱れている。輪番制度としては、円滑さを欠いていたと言つてよいであろう。

(ii) 第四期後期（春秋社戸分化編成の時期）

一五五一年の記事に「我族春秋、始めて社戸を分つ」とあり、従来の二十九戸の社戸群を、おそらく偶数（二十八戸または三十戸）にして、春祭を受けもつ社戸と、秋祭をうけ持つ社戸に二分したらしい。それまで乱れていた輪番制を幾分でも整理して円滑化をはかったものと思われるが、現実に第十二表の（一）（元のうち、どれが春の社戸に、またどれが秋の社戸に入れられたかは、この時期の社首名に欠落が多いために必ずしも明らかでない。特に、春秋社戸の分割編成を定めた直後の一五五二～一五五六年の間、四年九期にわたる社首名の欠缺があり、全体としてこの制度自体が実行されたかどうか疑わしい。少くとも社戸編成自体が次第に動搖・解体に向っていたと考えてよいであろう。⁽⁵⁾

（5）第五期

一五六九年の記事に「社日、重ねて社戸を分つ」とあり、この時期以降、更に社戸の数をふやしたことが推定されるが、その実体は不明である。同時に社首名の記載を欠く祭期が益々多くなり、特に一五七〇～一五八三年迄、十三年二十八期に及ぶ長期の記載欠落があり、その後も記載が飛んでいることが多い。或はこの時期には他姓の社戸が立てられていた疑いもあり、全体として、この時点で第一期以来の強固な祈寧社社祭組織は事実上、崩壊してしまったと考えられる。

以上のことく、右の第一～五期を通じて、当初、強固であった社祭組織は、次第に変形し崩壊していくと見られるのであるが、その後期における崩壊への傾斜については、後述にゆずることにし、今さしあたり、そうした崩壊傾向を描象して、専ら初期の典型的組織形態に焦点をあてその組織編成の原理を考えて見ると、結局、その構成の基本

単位としての、右の所謂「社戸」の性格が問題となる。一体「社戸」はどのような社会的実体をもつたものであったか。先ず、社寧社の場合、第十表の系図でもわかるように、第一～五期を通じて「社戸」となつてゐるものは、すべて創設期の社戸（第十一表の一～X）の子孫に限られていて、明らかに一種の血縁的な系譜の繼承が資格要件となつていると見られる。このことは社戸の数を十戸内外に制限して維持していた第一期の創設期、及び第二期の長子相続代位の時期において、最も顕著な形で遵守されていながらではなく、若干、社戸の数が増える方向に矛盾が表面化してきた第三期の兄弟複合代位時代、更には社戸の数を遂に抑えきれなくなつて、一挙に二十九戸にふやした第四期の同輩行間均等代位の時期においても一～Xの系譜以外には、社戸を出さず、逆にこれらの同系血族の同輩行の間ににおいては、なるべくこの権利を均等に回すという形で、一貫した原理として貫ぬかれている。つまり、創設期社戸の直系的血縁継承という点が、社戸資格の基本的要件であったと言えよう。そしてこのこと自体は、同族支配下の社祭組織においては、自明の要件であったと言えるわけであるが、その内容を更に細かく見てゆくと、これらの「社戸」には、單なる血縁的正統性という身分資格だけにとどまらず、一種の経済的な負担資格の象徴ともいべき「分」なる觀念がつきまとつていたらしい、例えば、右の祈寧社の『社会記』、一四七五年の条には、極めて断片的な記事ではあるが、紹公・恕公出分、恕公新入社戸。

という文が見える。この記事の意味は、既にX系（第十一表）の社戸（初代は徳祀）を継いでいた紹公（存紹）が代襲時に遡つて“分”を出したこと、また、恕公（存恕）が初代の徳安だけで途絶えていたV系の社戸を代襲して新社戸となることを認められて、新たに“分”を出したことを意味している（實際の就役は五年後）。従つて、この“分”なるものは、一応、社戸となる家が「社」に対して負担すべき“出資”的なものと解し得るわけである。別に前掲

第一章・序節（本紀要・第六〇冊）に引いた『（潭渡孝里）黃氏族譜』（長至社）の記録にも、その一部に参考となる記事が見えていた。即ち、この記録の末尾には、「計開老社産土有分人名」として、黃氏十九戸、張・朱・程・唐・江氏各一戸、計二十四戸の老社戸（創設期社戸）が列挙され、これらは何れも「老社産土に分を有する」ものとされるのに対して、以後の新入社戸に関しては、その前文中の文言に

△儕有新来之人、須要出鋌、入社公用、方許入社、同衆承管。無鈔、並不許入分：

とあるように、必ず老社戸の“分”に見合うだけの資産（田土又は錢鈔）を社産に醸出してはじめて、同社の“分”組織に入ることを認められるとしている。これを見ても当時の社祭組織における“分”なるものは、“公産に対する社戸の出資分、及びそれに見合う権利乃至義務”を内容とする観念であることは、間違いないと考える。また、同章同節（本紀要・第六〇冊・一一九頁）に引いた婺源県・義興社の場合にも、江氏一族の公産を六つに分割して、第一～六輪にわたる社祭組織を造ったとあり、その単位たる各輪の各社戸は、財産的基礎と不可分の関係にあつたと言える。

このように見ると、明代の「社」における「社戸」（祭祀権の独占者）の資格内容としては、前述の血縁的正統性の繼承という基本的条件に加えて一定の出資を分担し得る意味での、経済的条件という側面が含まれていたと考えざるを得ないのである。

ところで、右の如き社戸を基礎とした同族的社祭組織は、その組織が少くとも理念的には等質な「分」を根底にもつた社戸グループの間で、相互平等の形態で運営されている点で、祭祀権が一人の専制者に帰属していたと思われる古代的祭祀組織に比べてより進歩した形態であると同時に、反面また、その社戸資格（＝分）が血縁的に限定されていて、社神区域内のより広い居住者に開放されていないという点で、中世的な閉鎖性を保持している。⁽⁶⁾ そして今、こ

のような祭祀組織全体をそれを構成する個々の社戸の立場をはなれて、共同の血縁と「分」とを分有することによつて、強固な結束を維持している一つのまとまつた社会的グループとして見るととき、そこには、おそらく村落最良の耕地と、村落全体の再生産基盤（山林・水源地・貯水池など）を一手に掌握していたと思われる支配的地主集団の姿が髣髴として浮び上ってくる。「社」の共有財産（祭祀財産など）の運営形態にしても、前引（本紀要・第六〇）の『（潭渡孝里）黃氏族譜』に、「共に買いたる前項の產土は、社に入れて租を収め、夏秋兩税を輸納したるほかに、余財あれば、並びに社内にて公用の雜支出を辦するに充てよ。」とあるごとく、当時の大土地所有經營の方式である租田の方法によるのが普通であった。このように、いくつかの資料から、われわれは、明代の「社」がその祭祀組織の維持において著しく大土地所有者群の在地支配権力に依存していたらしいという方向を想定し得るわけであるが、このように問題が村落地主層の体制全体の領域に迄、及んでくる限り、その仕組の解明に当つては、どうしても明代地主制一般の考察において不可欠の要素をなしている、当時の郷村組織＝里甲制との関連という側面にも注意を向けなくてはならなくなる。以下、若干、視角をこの方向にずらしながら、必要な検討に移ることにする。

第二節 里甲制組織と社祭演劇組織との相互依存關係

さて、問題は、明代の「社」が当時の郷村組織－特にその徵稅及び警察の機構体系としての里甲制組織との間にいかなる関係をもつっていたかという点にある。既に前述したように、元代の「社」は、少くとも原則的には「徵稅・警察の負担から切りはなされていていた点に特色があつた」と云われている。勿論、前述の如き「社」の「抑民機能」や

「救荒機能」はそれ自体、郷村行政の側からする郷村安定方策の一環を形成しており、間接には警察・徵稅の根底を培養する類のものであつたことは否定できないが、「社」自身が直接の徵稅や警察の組織としては位置づけられてはいなかつたという辺りに、元代の「社」が郷村行政機構、國家権力の末端機構からは或る程度、獨立した存在であつたとする規定がでてくる根拠があるようと思われる。ところで、明代に生き残つた社の場合には、事情は若干、異なつてきている。むしろ、当時の徵稅、警察機構との間に癒着的な関係が目につくのである。この点についても、やはり、前掲『茗洲吳氏家記』△社会記の記事が具体的な資料を提供してくれてるので、以下しばらく、この資料によつて「祈寧社と里甲組織との関係」を追究して見よう。

I 黄冊編造と社戸との関係

先ず問題とすべき点は、この祈寧社社戸グループ（吳氏）が、自らの所属する「里甲」の徵稅原簿である黄冊の編成を毎回（十年に一回周つてくる）、担当していたという事実である。元来、黄冊の編成は、里甲制度の基礎であり、その仕組は、明代史専門家によつて、例えば、次のように総括されている。

一里は正管戸一一〇戸を基幹構成員とし、この中その戸内の「丁・糧多きもの」一〇戸を里長戸とし、その他は甲首戸とされた。一里内は一〇甲に分たれ、一里は一里長戸・一〇甲首戸よりなり、この一里長戸・一〇甲首戸一一甲を一〇たばねたものが一里を構成したのである。里内の各甲は毎年順ぐりに里甲正役を負担し一〇年で一周したが、一〇年ごとに、この間における各戸内の人丁・事産の移動を調査して、賦・役科派のための新たな戸籍台帳、すなわち賦役黄冊を擴造し、これを基礎に里甲が編成された。（小山正明「賦・役制度の変革」¹²⁾ 講座『世界歴史』⁽⁸⁾）

第一回の黄冊の編造は、「三九一年」、その後は一〇年ごとにくりかえされる仕組であつたから、祈寧社△社

会記』の記載期間である一四五七年から一五八五年の間には、一四五一年の第八次編造以降、一五八一年の第二十一次編造に至る、合計一四回の黄冊編造期（大造年）を含むことになる。但し、この祈寧社『社会記』に記載されている黄冊関係記事は、右の各黄冊編造年、所謂“大造年”の次の年次に記されていることが多い。従つて、少くとも、この安徽・休寧県・茗洲村の里甲組織の場合、黄冊編造は、右の所謂、大造年の秋に開始され（準備はその前年から着手されていたかもしれないが）、その完成を翌年の春に持ちこすことを慣例としていたと考えなくてはならない。

黄冊編造は里長の責任であった以上、大造年の里長に当る者の負担が特に大きかったと見られるが、右祈寧社の黄冊関係記事が一年にわたる例が多い点から見て、黄冊編造全体の事務手続は、編造の準備年次、編造の本年次（大造年）、及び編造の完成年次など、少くとも三年位にわたつたと考えられる。おそらく、これら大造年をはさむ二～三年の里長戸が連帶的に大きな負担を負つたものと考えられる。当然、これらの里長戸は原則として里内の最富裕戸（地主層上層）が當てられたものと考えるのが妥当であろう。⁽⁹⁾ ところで、祈寧社の『社会記』に見える延べ十四回に及ぶ各大造年の前後には、ほかならぬこの祈寧社の社戸グループの代表者に当るものが、里長または里役として登場するケースが極めて多いことに注目しなくてはならない。次表第十三表は、『社会記』の記載の中から、各編造年前後（三年）における、黄冊関係記事及び呉氏一族の里役就任記事を抽出して、順次に対照列挙したものである。

第十三表

	年	季	黄冊編造	里役	黄冊・里役関係記事
景泰二年（一四五二）	秋	第八次編造開始	?		
景泰三年（一四五三）		第八次編造完了			
	?				

景泰六年（一四五五）						
天順五年（一四六一）						
天順六年（一四六二）						
成化七年（一四七一）						
成化八年（一四七二）						
成化九年（一四七三）						
成化十七年（一四八一）						
成化十八年（一四八二）						
弘治四年（一四九一）	春	秋	佐	秋	春	春
弘治五年（一四九二）	第十二次編造完了	第十二次編造開始	第十一 次編造開始	第十一 次編造開始	第十 次編造完了	第十 次編造開始
	吳功進（里長） （春林）	吳功進（里佐） （春林）	吳功進（里佐） （春林）	吳功俊（春林）	（里長） 吳功俊（春林）	（里佐） 吳功俊（春林）
					郡丞黃公巡行各縣、起造義倉、是時兼黃籍之役。	
					功俊公有里長之役、值令君陳公清政。里長易於趣功。	
					「八月」初一日吳功進任里役。	
					流口吳敏與李鼎構爭火佃。方武寧來質節、先後相鬭。殿。敏死、具告都察院。我族以里排、因之勞擾。	
						壽行・李永善行・胡音保行・康保兒・汪小乞・汪四柱・徐永兆行等、我里共輸穀一百石。猶不敷贍。貧人有鬻兒女以自活者。
						富人出穀、賑。我族輸穀十石給賑。吳權友行・李記同岡李庭讓值北京富戶訴。李庭先与俱我族祖存紹公主解。

						弘治六年（一四九三）	秋	
						弘治十四年（一五〇一）	秋	
						弘治十五年（一五〇一）	秋	
						弘治六年（一五一）	春	
						正德七年（一五一）	春	
						正德八年（一五一）	春	
						正德十六年（一五一）	秋	
						嘉靖元年（一五二一）	春	
						嘉靖十年（一五三一）	秋	
						嘉靖十一年（一五三一）	春	
						第十六次編造完了	秋	
						吳汝高（里長）	春	
						吳汝高（獄）	秋	
						第十六次編造開始	春	
						第十五次編造完了	秋	
						第十五次編造開始	春	
						第十五次編造完了	秋	
						（里長）吳汝高（獄）	春	
						（里長）吳汝高（獄）	秋	
						族有黃籍之役。	春	
						族有黃籍之役。	秋	
						吳汝高里役、督黃籍。	春	
						族有通水路改門牆之役。	秋	

弘治六年（一四九三）

秋

(里長)
吳功進
(存林)

○去年造黃冊、本都歸併七圖、其人戶撥湊各圖、
戶部奏行勘合、天下查定軍民、洪武十四年起、弘
治五年止、十二眼冊。各鄉查理、難以造報。
○吳功進里役以吳李訟未竟案、甚被煩惱。

弘治十四年（一五〇一）

秋

(里長)
汪遠

(春)魚梁坑祖墓、蔭木被半。即汪產義盜砍一株。投
之里長汪遠。吳燦復具告原。

弘治十五年（一五〇一）

秋

(里長)
?

弘治六年（一五一）

春

(里長)
?

正德七年（一五一）

春

(里佐)
吳汝節
(僕)

正德八年（一五一）

春

(里長)
吳汝節
(僕)

族吳汝節充值里役。吳功達戶充總申、甚苦之。

正德十六年（一五一）

秋

(里長)
吳汝高
(獄)

吳汝高里役。

嘉靖元年（一五二一）

春

(里長)
吳汝高
(獄)

族有黃籍之役。

嘉靖十年（一五三一）

秋

(里長)
吳汝高
(獄)

吳汝高里役、督黃籍。

嘉靖十一年（一五三一）

春

(里長)
吳汝高
(獄)

族有通水路改門牆之役。

嘉靖二十年(一五四一)			秋	第十七次編造開始	(里長) 吳汝高(獄)	汝高戶值里役。又僉廿一年稅長。廷戶亦僉稅長。
嘉靖二十一年(一五四二)			春	第十七次編造完了	(里長) 吳汝高(獄)	汝高戶黃籍之役。
嘉靖二十四年(一五四五)			秋		(里佐) 吳汝立(植)	吳汝立當里役。會縣派給官銀百兩、買穀輸半流倉。
嘉靖三十年(一五六一)		秋		第十八次編造開始		助費四十二兩。里佐重困。
嘉靖三十一年(一五六二)			春	第十八次編造完了	(里佐) 吳朝重(珊)	
嘉靖四十年(一五六一)		秋		第十九次編造開始	(里長) 吳朝重(珊)	吳朝重戶有里佐役。
嘉靖四十一年(一五六二)					(里長) 吳朝重(珊)	吳朝重攢黃籍。
嘉靖四十三年(一五六四)	秋	春		第十九次編造完了	(里長) 吳朝重?	朝重戶簽民兵收頭、甚勞費。
隆慶五年(一五七一)					(里長) 吳子克(偉)	偉戶里役。
隆慶六年(一五七二)	春	第二十次編造開始	?			
万曆九年(一五八一)	秋	第二十一次編造完了	?			制詔天下、八挺清理疆畝、謂之清丈。溪口倉出穀賑。
万曆十年(一五八二)	春	第二十一次編造完了	?			曾令君作清丈條規。冬月曾令君巡行郊野、由石田

万曆十二年（一五八四）	春	一条鞭法開始	溪口山後、直抵鴻村過流口、遺胥皂致一、謁刺於子 玉、清丈我里事宜。
(1)第八次大造	(自一四五一年秋至一四五二年春)	始行一条編之法。	

今、この表の記載から、全一四回の黃冊編造時における吳氏社戸グループの役割を順次に追って見ることにしよう。

(1)第八次大造

(自一四五一年秋至一四五二年春)

記載なし。不明

(2)第九次大造

(自一四六一年秋至一四六二年春)

一四六一年春の記事に吳存紹（第X系社戸）が、同じの里の李庭讓の訴訟事件を李庭先と共に解決するよう努力

したとあり、この第九次大造年に、吳存紹が里長または里佐として干与していた可能性が強い。

(3)第十次大造

(自一四七一年秋至一四七二年春)

一四七二年に「黃籍之役」の記事があるが、更に翌一四七三年春に「功俊公（存林）に里長の役が回ってきたが、県令・陳公の清廉な政治のおかげで、仕事がし易かった」とあり、この記事の総括的口吻から見て、存林の実際の就役は前年と見られる。従つて、一四七二年春の大造完成、県への黃冊進呈という大役は存林が担つたと思われる。「陳公の清政のおかげで難事を遂行できた」というのも存林の黃冊上呈に対する陳公の審査が寛大であつたことを意味するものであろう。

(4)第十一次大造

(自一四八一年秋至一四八二年春)

一四八二年の条に「（八月初一日）吳功進（存林）、里役に任ず」とあり、前回同様、社戸存林（旧字功俊。この頃、字を功進と改めたらしく）

が里長又は里佐として、黄冊編造の完成、県への進呈の大役を担つたことは、明らかである。

(5) 第十二次大造（自一四九二年春至一四九三年秋）

一四九三年秋の回顧記事に、「去年（一四九二年）黄冊を造つた際、本都では、人口の減少した第七図を解消して、他の図（第一図～第六図）に人口を併合した（本紀要・第六〇冊・一四三頁）。また、この時戸部の発議で黄冊の再点検を行ない、第一次から第十二次に至る、計十二冊の黄冊を呈出させたが、各郷ともその整理、上呈及びその審査追宄に苦しんだ」とあり、この時は、第一次以来、百年を経た戸口増減の調整や、総括点検などが課せられたため、本来一四九一年春に完了すべき上呈事務が遷延して、同年秋或は次年一四九三年春または秋にまで及んだところがあつたものと思われる。祈寧社も、一四九一年秋、編造開始の時点で既に「吾族里役に当る」とあり、一四九三年秋、更に前前回、前回に引き続いて、社戸の吳功進（存林）が里役に当つており、この回の難行を極めた黄冊編造の大役を終始、担つたものと推定される。

(6) 第十三次大造（自一五〇二年春至一五〇二年秋）

記載なし。前回の勞により就役を免ぜられて、他姓の里長戸が当つたものと考えられる。

(7) 第十四次大造（自一五二一年春至一五二二年秋）

一五二一年秋に、「吳汝高、里役」とあり、祈寧社社戸の吳汝高（嶽、第十表、存恕の長子V系の社戸）が黄冊編造開始の時期から里役事務に当つたことが分るが、更に一五二二年春にも、「族に黄籍の役あり」とあつて、この回の編造の責任を祈寧社（おそらく汝高）が終始、担つたことが示されている。

(8) 第十六次大造（自一五三一年春至一五三二年秋）

十五・六世紀を中心とする江南地方劇の変質について(2)

一五三一年春、「吳汝高、里役となり、黃籍を督す」とあり、前回同様、社戸吳汝高（懲）が黃冊編造の責任者となつてゐる。

(9) 第十七次大造（自一五四一年秋至一五四二年春）

一五四一年秋、「汝高の戸、里役に値る」とあり、また一五四一年春、「汝高の戸、黃籍の役」とあつて、黃籍編造開始から、完了まで前前回、前回にひきつづき社戸汝高が担当したことがわかる。

(10) 第十八次大造（自一五五一年春至一五五二年春）

一五五一年春に、「吳朝重に里役あり」とあり、吳朝重即ち珊瑚（麻の子、第四期の勘定戸、X系）が黃冊の役を補佐したらしい。

(11) 第十九次大造（自一五六一年秋至一五六二年春）

一五六一年秋、「吳朝重、黃籍を擔ぐ」とあり、前回では黃冊の補佐者であった社戸・吳朝重が今回は責任者として再登場している。

(12) 第二十次大造（自一五七一年春至一五七二年春）

一五六一年秋、「吳朝重、黃籍を擔ぐ」とあり、これに代る方法として一条鞭法などが問題になつてきたと思われる。

(13) 第二十一 次大造（自一五八一年秋至一五八二年春）

大造の年に当り、田土の再調査、所謂“清丈”的実施が要求され、そのため一五八一年、「曾令君・胥皂を遣わして刺を子玉に通じた」とあり、社戸子玉（槐の子、VII系社戸）がその相談を受けている。おそらく里の清丈に

関して、村内の実権を掌握している祈寧社の協力を必要としたためであろう。

(4) 一五八四年の記事に「始めて一条編之法を行なう」とあり、以後、黄冊編造も賦役冊としての意味を失ない、單なる徵稅簿としての機能を維持するにすぎなくなる。

かくして以上により、われわれは第八次から第二十一次まで全一四回の黄冊編造のうち、第八、第二十次の二回を除き、すべて「祈寧社・吳氏社戸グループ」の代表者が里長（稀に里佐）として黄冊編造事務の大任を担当しているという事實を確認し得たようと思う。そして、このように里甲制組織の頂点に立つ黄冊編造時の里長と、「社」の祭祀組織の構成メンバーが重なり合つてくるという事實が明らかになつてみると、どうしても明代特有の郷村組織である里甲制システムの単位としての“里”と、元代以来の農耕共同体自治組織である「社」とが、全体としてどのような構造的な補完関係に立つっていたか、その重なり合いの仕組はどのようにになつていたか、などの問題を検討しなければならなくなつてくる。別に明代經濟史研究家の間にも、里甲制の“里”的實体を、在地地主である里長戸群を頂点とする“村落共同体的なもの”（在地地主層の掌握している在地の具体的用益權の体系）とする見方が存在している⁽¹⁰⁾。今、それらの諸説を参考にしながら、「里」の所謂“村落共同体的性格”を「社」の側から検討して見ることにしたい。

先ず、祈寧社と里の関係の場合、前掲の検討で明らかにしたように、祈寧社・吳氏社戸グループは、十年に一回、里長戸を出していると見られるので、社戸グループを構成している七ヶ十三戸のメンバーが、そのまま、茗洲村の里の下部構成単位である十個の甲（各十一戸）のうちの、一甲に当り、うち一戸が里長戸、他の六ヶ戸ぐらいが甲首戸として位置づけられていたと考えられる。しかもこの甲は、殆んどの場合、黄冊編造の初年度、または次年度までに里長を出しているから、当該の“里甲”的第一甲または第二甲に位置していたと見ることができる。他の九つの

甲がどういうメンバー構成になっていたか、ということについては、直接の記録資料を欠いていて明らかでない。ただ、前表第十三表の、一四五五年の記事欄の里甲関係記事に、同里的義倉上輸分担グループとして、呉権友、李記寿、李永善、胡音保、康保兒、汪小乞、汪四住、徐永兆など、八個の「行」(グループ)が記されているのが参考になる。我族即ち祈寧社グループが十石を出し、里全体として百石を出したとあるから、各グループ平等に十石、十グループ(一ダループの代表者の名は缺落)で百石という計算になる。県からの義倉への上輸要求は、一般的な賦役組織としての里甲を通じて割当てたと思われるので、右の十グループがそのまま里の十個の甲である可能性が極めて強いのである。今、このような想定の下に、祈寧社呉氏社戸グループを第一甲、右の呉権友以下八行を第二甲以下第九甲、缺名グループを第十甲として一四六〇年頃におけるこの里の里甲編成組織を表示して見ると、ほぼ次のようになる。

第十四表

〔第一甲〕(里長戸) 吴存绍・(甲首戸) 吴斯文、吴德昱、吴敏文、吴德烜、吴存济、吴存杰 <small>(以上・祈寧社戸)</small>	□□□、□□□、□□□
〔第二甲〕(里長戸) 呂權友・(甲首戸) □□□、……	
〔第三甲〕(里長戸) 李記寿・(甲首戸) □□□、……	
〔第四甲〕(里長戸) 李永善・(甲首戸) □□□、……	
〔第五甲〕(里長戸) 胡音保・(甲首戸) □□□、……	
〔第六甲〕(里長戸) 康保兒・(甲首戸) □□□、……	
〔第七甲〕(里長戸) 汪小乞・(甲首戸) □□□、……	

〔第八甲〕（里長戸）汪四住・（甲首戸）□□□、……

〔第九甲〕（里長戸）徐永兆・（甲首戸）□□□、……

〔第十甲〕（里長戸）□□□・（甲首戸）□□□、……⁽¹⁾

さて、従来、里内の権力関係を問題にする場合、里長戸（一〇戸）対甲首戸（一〇〇戸）という対立を想定し、前者を里内の共同体的諸関係を掌握している在地地主層、後者を前者に従属する自作農と解する見方が有力であった。しかし、右の茗洲村の里の場合、その里の農耕儀礼の中核である祈寧社社神への祭祀権（共同体権力の象徴）をめぐる権力争奪においては、里長戸対甲首戸という、いわば横系列の階級対立の外に、吳氏二派、李氏二派、胡氏、康氏、汪氏二派、徐氏などの異姓、異派間の、いわば縦系列相互間の争いも問題となる。例えば、右の祈寧社において吳元龍派が社戸組織を制するに至る過程での競争者は、吳氏の他派（右の第二甲か）、及び李氏（第三・四甲か）であったという。このような異姓相互間、同姓異派間の利害対立は、結局、村内の共同地利用の実権をどのグループがにぎるかという点をめぐって、展開されたに違ひなく、それが社戸組織の比重関係に及んでいたものであろう。このように見ると、主として近隣同姓を握る形で成立している、右の第一～十甲は、各甲間に抗争と利害対立の潜在を想定して理解することができるようと思われる所以である。そして吳元龍系社戸グループが右の各甲の中で第一甲たる地位を占めているということは、このグループの里内における原則的優位（共同地支配、祭祀権独占）を示すものに外ならず、結局、第一甲に里内の富裕戸、有力地主が集中していて、これが他甲を階層的に支配しているという形を予想できるわけである。因みに明代では、「里」と「社」とを同一体として表現する「里社」なる言葉がしばしば文献の上に現われている。例えば、太祖実録、洪武五年四月戊戌の条、「鄉飲酒礼」の挙行を命じた詔の中に、

△其民間里社、以百家一會、糧長或里長掌之。⁽¹³⁾

という文が見えていて、明初の里甲制発足当初において、里長の管轄する“里”が“社”と密接な関係にあったことを暗示している。別に第一章・序節（本紀要・第六頁）に引いた方弘靜の「吳儒人安氏墓誌銘」の記事にも「里社醸会、優人為呂文正徵時状」とあり、また、同じ個所（同前一七頁）に引いた王穉登の『吳社篇』にも「里社之設、所以祈年穀祓災祲治党閭樂太平而已」とあるなど、明代郷村の祭祀主体としての「里社」の語は頻出しているのである。これらを見ると、明代の里甲制の下で、里の編成が行なわれる場合、その里として予定される区域内で、元代以来、その地域の農耕儀礼の中心となつていた「社」神とその祭祀団体としての「社」が、新らしい「里」組織の中核としても重視され、利用されていったものと考えができるのではないか。果して然りとすれば、そのような編成方針の下では、「社」を制するものがそのまま「里」をも制してゆく関係にあるわけであり、祈寧社の例に見るよう、その社戸組織を独占した吳元龍系一族が同時に里甲組織内でも常に優位を占めていくといふことも、また、きわめて自然なことであつたと言わなくてはならない。

次に祈寧社戸グループの里内掌握力を示すもう一つの側面として、その対外的な代表能力という点を問題にしよう。既に指摘したように、吳氏社戸グループは、この里の里甲編成の中で常に第一甲または第二甲の位置を占めており、毎回の黄冊編成の大造年をはさむ前後三年間に必ず里長または里佐としてその編成事務を担当しているわけであるが、更に細かく見ると、黄冊編造の開始年次において里役を担任したとする記事は少なく（第十五次、十六次、十七次、十九次）、むしろその完成年次または更にその翌年つまり黄冊の仕上げとその上呈の時期に里役を担当したと記す記事が多い（第十次、第十一次、第十二次、第十四次、第十五次、第十六次、第十七次、第十八次、第十九次、第二十一次など）。

黄冊の最終的な完成は、里内の各甲の利害調節を必要とすることであり、また黄冊の県への上呈では、過重な賦役科派を要求していくる県に対して、出来上つた黄冊の内容の妥当性を主張し、里に対する科差を最少限にいくとめる必要がある訳であつて、何れにしても、これを担当する里長戸は、対内的には勿論、対外的にも強い政治力が必要であると思われる。そして、呉氏社戸グループが常にこの黄冊編成上、最も困難な、里の利益を守る役割を演じていたといふことは、とりもなおさず、このグループがこの里内の在地地主層の中で、最も知識層的なグループであり⁽¹³⁾、それだけ行政権力の末端と政治的な折衝を遂行し得る豊かな能力をもつていたからであると考えができるのではあるまい。事実、第十三表の記事欄にも記したように、一四六二年、一四九一年、一四九三年など、同社戸グループの有力者が里内の事件処理のため北京や県城に赴いて官側との接衝に当る場面が多く見られるが、これも里内における祈寧社呉氏社戸グループの対外代表者の位置を暗示するものと考えられる。そして、このような県行政や、郷村組織など国家権力の末端とのつながりは、それ自身、他甲をリードし支配する力となつた筈である。かくして、社戸組織の支配を通じて、里甲組織を制した呉元龍一族は、内には里内の共同体的諸関係を掌握し、外にはその対内掌握力を媒介として国家権力の末端と癒着しつつ、「里」「社」両面を通じて郷村支配を貫徹させていたと考えることができるのである。

II 里社演劇に対する里甲組織の干与

かくして、われわれは、祈寧社の場合において、その「社祭組織」がその中から定期的に里長を出すことによって、國家の行政末端と癒着していたことを見ることができたわけであるが、このことは、元代以来民間の自治団体として

発達してきた「社」が、明代のこの時点では間接的な形にせよ、国家行政権の裏打ちを得るに至ったことを物語ると言えよう。今、このような場面のもう一つの例として、江蘇・高淳県、城隍廟の祭祀記録である、光緒一四年刊『高淳縣城隍白府君廟志』⁽¹⁴⁾の記事をとり上げて検討して見ることにしたい。

先ず、同書によると、この廟は白季康（唐代溧水縣令）を祀神とし、はじめ高淳縣治から東南に一里ばかり離れた小甘村にあつたのを嘉靖五年（一五二〇）に県域内に徙されたが、その間、明清両代を通じて、歳時の春祈秋報や祈雨などに靈験ありと信ぜられ、広く県域内全体の農耕守護神として奉祀されていたという。⁽¹⁵⁾特にその春祈の祭礼（二月戊日、及び二月十六日の神誕節）には、演劇の上演を慣例としたらしく、同書卷五によると、廟の戯台（「春台」）には、明代以来の匾額や柱聯の類が次のように掲げられていたという。

△春台匾額

人天勝会

邑人 陳万善題

△春台聯

縱目觀場、三万六千、誰識真如仮

会稽

設身處地、悲歎離合、無非孝与忠

屠大棟題

右のうち、春台匾額を奉獻した邑人・陳万善は、康熙二年序『高淳縣志』卷一六『人物』の条に、伝が見えていて、それによると、「万曆丁酉（九七五）の鄉薦を領し、庚戌（一〇六）の進士に合格した」のち、名宦として評判を得た人物であるといふ。⁽¹⁶⁾また、会稽の屠大棟の方は、同じく康熙二年序『高淳縣志』卷一三『官師』（『縣丞表』）の条に、「崇禎十七年（一六四四）に都吏から高淳縣縣丞に任じた」とあり、清朝に入つて「順治二年（一六四五）に原官再任、のち、大同府の経略に

昇任した」と記されている。⁽¹⁷⁾ いざれも明末の高淳県の地方政治に影響力のあった人物であるから、彼らが右の如き春台演劇を賛える匾額や対聯を奉獻していることは、そのまま、この城隍廟の春の祭祀で演劇が盛大に挙行され、それが官の保護奨励を受けながら、確乎たる地方慣習となっていたことを示すものと考えてよいであろう。清代に入つても、この種の春台対聯は続いて記録されており⁽¹⁸⁾、これらの点から考えると、おそらくこの廟の演劇慣行は、明代中期、或は初期にまで遡る沿革を有するものではないかという想定も成り立つと思われる。そしてこの場合、特に注目に値するのは、この廟の祭祀演劇を支える組織として、明代以来の伝統をもつらしい「崇五の十排」なる、里甲制系統の地縁集団が存在していたということである。「崇五」というのは、同書卷末の〈廟田考〉に廟田管理主体の名称として、「崇二」、「崇三」、「崇八」、「豊一……豊六」或は「成四」などとあるところを見ると⁽¹⁹⁾、韻書の排列字順に名づけられた郷内区郭（行政単位の末端地番）の名称であり⁽²⁰⁾、「十排」とは、十家を十個排列した里甲制系統の組織であろう。その組織方法と、目的については、同書卷三〈崇五十排記〉が次のように記している。

△十排者、排十家於一牌、由一而積之十者也。其制始於明王守仁、王陽明撫贛南、令居城郭者十家為甲。在鄉村者、村自為保。於是立○家○牌○、使每甲自糾甲○內○之○人○、以○均○給○徭○役○、稽○察○寇○盜○、而○於○平○時○則○講○信○修○睦○焉○。淳邑崇五十排者殆其留遺乎。雖然、漚不僅十排也。而此十牌独存者、説者曰、邑有城隍廟、其基址实由十排捐助、並置祀田、永代完納。

これによると、十家を一牌又は一甲とし、これを十個、束ねたものを「十排」として、輪番で徭役に当り、寇盜を稽察する外、平時には信を講じ睦を修める教民的機能を果してはいたというから、その実体は全く前述の「里甲組織」と同一のものであつたと思われる。ただ、徵稅に重点を置いて造られた本来の「里甲」に比べて、若干、警察、抑民

に重点がかけられていた点で、行政上の組織としては、別個のものとして扱われていたにすぎず、その構成メンバーや編成自体については、黄冊を基礎に編成された本来の「里甲」と重なる面が多くたと思われる。そして、明代中期の王陽明以来の伝統をもつというこの「里甲制」的な十排組織が、清代に入つて一般的に消滅して行つたなかで、独り、この「崇五」地区の「十排」のみが存続し得たのは、この「崇五の十排」が特に城隍廟（白府君廟）の祭祀と密接な関係をもつていたからだ、という。このことについては、同書卷三〈十排事実考〉が更に詳しく、次のように記している。

△崇五之有十排、不知始於何時。父老相伝明季以來、縣中差徭糧賦、分排辦理。各鄉區均設排若干。迨國朝康熙年間、禁革里排長。而各鄉區之排、尽撤。獨「崇五之十排」、迨今數百年而猶存者何也。蓋我邑城隍廟基、實屬十排捐助旧地、并置祀田十余畝、帰住持供應香燈糧、由十排完納。歷年來恪守成規。廟中有修助諸舉、十排後嗣、無不與焉。此「崇五十排」之名所由、与邑廟並垂久而不廢者也。

即ち、父老の伝承によると、この里の各区に、明代以来、里中の差徭糧賦を分排して辦理するために作られたいた「十排」の組織は、清代に入つてすべて廃止されてしまつたが、「崇五」の十排だけは、城隍廟の祀産を所有管理していたために、その祭祀を継続して維持する必要上、特別に組織の存続を認められたのだという。廟の基址自体が元来、「崇五」の十排が寄付したものであり、又その祭祀運営のための祀田十余畝もその捐助にかかり、従つて、廟の住持の生活費から廟の祭祀の香燈費用（演劇費用をも含む）まで、すべてこの「崇五」の「十排」が祭田を運用して給費していた上、廟の修善なども、その十排の子孫が担当していたのである。⁽²⁾これらを見ると、おそらく、この「崇五の十排」なる百家規模の地縁集団は、この十排制度が明中葉に導入される以前から、この白府君廟を社神として祭

祀していた「社」ではなかつたかと思われる。彼らは、この廟を中心に戸農生産を営んできた共同体だったのであり、それが前述の休寧県・茗洲村の祈寧社の場合と同じく、明代里甲制の発足と共に、その里甲編成の中に組みこまれ、「十排」という里甲型の組織形態をとつていただにすぎないとと思うのである。清代に入つての制度改廃の下で、単なる治安維持機構として上から組織されたにすぎない、他の区域の「十排」が尽く簡単に廃絶されてしまった中で、この「崇五の十排」だけが、相變らず「廟」の祭祀を司る地縁集団として生き続けたのは、それが宋元以来の「社廟祭祀組織（演劇組織）」としての実体をもつていたからに外ならないと考える。⁽²²⁾これを一般化して言うならば、明代の里甲組織自体、少くともその中核は宋元以来の郷村の祭祀団体としての「社」を媒介として組織されたという側面が強く、右の高淳県、城隍廟における「崇五の十排」のケースは、その典型的な事例に属するにすぎないとも云えるであろう。このように見ると、前述の「祈寧社」と「里」の関係においても、「祈寧社」が「里」を支配しているというよりも、むしろ新たに編成された「里甲」の秩序が「祈寧社」の共同体的実体を、その体系の中核に組みこんでいる、と見る方が妥当かもしれない。或はその間において、里の支配者たる位置を獲得し得た吳氏一派が、多数の他派系祀神群を抑えて、自派系の独占する「祈寧社」を「里社」の主神の位置に押し上げ、それを新たに編成された里甲秩序の体系の中心に組み込んでいったというプロセスも充分に想像し得るのである。何れにせよ、われわれは、元代以来、民間の自治団体として社祭演劇の主体となってきた「社」及びその組織が、今や、里甲制という国家的な、徵稅、警察機構＝郷村行政組織の中に組みこまれてしまつたこと、従つて演劇がこの時点では、里甲支配者である在地地主層とその上部に立つ國家権力によつて支配され易い形になつてしまつたことを認めなくてはならないであろう。この点が明代里甲制下において起つた、郷村行政組織と社祭組織の癒着の実体である。⁽²³⁾

第三節 小結

以上、本章、第一節、第二節の縷述の論点を要約して見ると、次の通りである。

(1) 明代前半期の江南の「社」の祭祀組織＝演劇組織は、当該地縁社会における少数の有力同族の寡頭支配の下にある場合が多く、その際、「社廟祭祀」の権限は、一定の血縁的資格と経済的負担とが不可分に結合した「分」を所有する少数の社戸グループによつて排他的、独占的に分有され、すべての祭祀行為は（勿論、演劇を含めて）この社戸グループ内での理念上、相互に平等な輪番組織によつて運営されていた。この場合の社戸グループは、当該村落における共同体的諸関係を掌握している支配的地主集団としての実体をもち、その祭祀運営は、彼ら地主層の村落支配の一環として機能していたと見ることができる。

(2) 右のごとき同族体制を基礎とする明代社祭組織＝社戸グループの有力者は、反面またしばしば当時の地方徵稅組織（＝里甲組織）の中核（＝里長）として機能することがあり、その場合の社戸グループは当該在地における共同体的掌握力を國家権力の行政末端の行使に役立てると共に、逆にまた、黃冊編造や保甲など、國家権力を媒介として、更に在地の共同体支配を強化してゆくという二重の依存関係が成立していた。この関係は明代前半期の里甲制の安定期において、特に強固な形で維持されていたと認められる。

ところで、右のように明代前半期の「社」の祭祀組織＝演劇組織が当該の在地地主層の“村落共同体的支配体系”と表裏一体をなす里甲制秩序に支えられて存立していたとすれば、明代中期以降、右の所謂“里甲制秩序”が色々な

形で変質し解体して、全体として「一条鞭法」の秩序に移行してゆくにつれて、従前の里甲制に依存し癪着して維持されてきた「社祭演劇組織」及びその組織に乗つて展開されてきた前章・第一～三節の「社祭演劇」の諸様相もまた、それに対応した変質と解体を免れなかつたことも当然の帰結であつたと言えよう。事実、本章・第一節・Iで詳論した、祈寧社の第一期から第五期に及ぶ社戸組織の変遷を見ても、その社戸編成、輪番就役の秩序が完全な齊合性をもつて維持されているのは、第一期からせいぜい第三期の終り（一五二八年）までで、第四期に入る一五三〇年以降では、第十一表に見たように、それ以前の齊合的な輪番形態が大きく崩れを見せている。例えば、第四期の後半、一五五〇年以降、社首の缺落が目立ちはじめ、更に第五期では例えば一五七〇年から十三年に及ぶ長期の社首の缺落が現われるなど、少くとも、一五六〇年前後の時点以降では、この祈寧社の社戸組織は、かつての安定した輪番交替の形を完全に失つて、殆んど崩壊してしまつたと言つてよい状況であった。その間、里甲制に代る新らしい徵稅秩序の模索を示す「清丈」の記録が頻見せられ、やがて一五八五年、「一条鞭法」の施行を告げる記事と共に、この長い詳細な『社会記』は終りを告げる。つまり、この『社会記』に見える三百年に及ぶ推移の記録全体が、里甲制の崩壊とそれに伴なう社祭組織の解体過程そのものを示していると考えられるのである。そして里甲制が当時の地主支配に適合した徵稅秩序であったということを考えれば、このような里甲制から一条鞭法への移行に伴なつて起つてきた社祭組織の変化は、おそらく村落社祭演劇をにぎつている地主層内部に、何らかの社会構造変化が起つていたことを暗示しているものと考えなくてはならないであろう。この点、本章・第二節・IIで詳論した、祈寧社社戸グループから十年に一回出る黄冊編造担当の里長又は里佐の中に、例えば、第十次（七一）・第十一（八一）・第十二次（九一）を連続して担当した吳功進（別字俊林）・第十五次（二五）・第十六次（三一）・第十七次（四五）を連続して担当した吳汝高（嶽）、或は第十

七次（四五）・第十八次（五一）を連続担当した具朝重（珊瑚）など、要するに二十年から三十年にもわたって、里内の実権を長期間掌握してゆくような強力な大地主権力と見られるものが成長してきてることなどは、最も注目に値することであろう。

従つて、今や、われわれは、里甲制の崩壊と平行する形で成長しつつあつたこののような大地主権力の登場の過程、及びこの種の大地主権力の社祭演劇に対する対応の仕方の変化、更にはそれによって起つてくる社祭演劇の変質と変貌の諸相等々を順次に解明して行くべき位置に到達したわけであるが、これらの諸問題の検討には更に多くの資料を必要とすることもあり、以下、章を改めて論ずることにしたい。

（未完）

1 牧野巽「明代における同族の社祭記録の一例—休寧茗洲吳氏家記社会記について」（『東京・東方学報』一一〇・一九四〇年、『近世中国宗族研究』・一九四九年・所収）一四〇—一四六頁。（以下の論文引用においては、すべて掲載誌又は収録書の頁数を示す）

2 牧野同前論文、一四四一—四五頁所載の吳氏社戸世系図の体裁を踏襲した。但し同図には第三十五世以下の人名を省略しているので必要な範囲で社戸関係の人名を補足した。

3 本表は牧野前掲論文、一四〇—一四三頁所載の正統十二年より弘治八年に至る、社戸交替表、及び一四三頁所載の弘治八年秋より嘉靖七年秋に至る社戸交替表の二つの表を、紀年を西暦に改めて合併したものである。但し、Ⅷの存杰の代襲關係については、牧野博士とは異なつた整理をした。即ち、牧野論文の表では、存杰の没後を埋めた存林の代位を永続的なものと見なして、Ⅷを存杰→存林となぎ、存杰の長子、溫の社戸就任をⅨとは別系統の独立社戸XVとして立てる。これに対して小論では、存林の代襲を存杰没後一回だけの暫定就任と見なし、むしろ溫の社戸就任をⅨの代襲と見て、存林のその後の継続的社戸就任は別系統の社戸Xの独立と見る。長子相続を代襲の本則と考えたからである。

⁴ 本表は前註牧野論文の社戸交替表の方式にならない、社戸を二十九戸に増した一五二九年以降の輪番編成と交替の状況を表示したものである。同年以降就任の社戸群のうち、第二十六世の者を独立社戸として立てる一方、二十七世以下の社戸は二十六世との血縁（親子、兄弟など）によって、その代位として従属させるという方法で系統を分けてゆくと、大体、二十八～三十二ぐらゐの系統になり、所謂「二十九戸」にはば見合う形になる。勿論、二十七世以下の社戸を二十六世社戸（独立社戸）の何れに帰属させるべきか、必ずしも明瞭でない場合があり、本表はその一案を示したものにすぎないが、大筋において、この表のような輪番交替によつたものと考えて誤りなきものと信ずる。

⁵ 第十二表に見るよう、「春秋社戸を分つた」一五五二年以降、社戸就任の記録は各系統を通じて、それぞれ一回を確認し得るにとどまるものが大部分であり、中には就任の記録を欠くものも存在している。一回の就任を検し得るものについて見ても、（二）と（二十八）については、確かに同季節に就任しているが、（五）と（十七）は、春秋、異なつた季節に就任しており、これらの状況から見て、果して「春・秋の社戸を分つ」という方針がどれだけ実行されていたか、疑わしい。

⁶ ここに見える明代郷村の同族的社祭組織は、わが国、中世の「宮座組織」に類似した点を多く含んでいるように思われる。例えば、千葉正士『祭りの法社会学』（一九七〇年）三五頁以下（第一章〈祭祀組織の諸類型〉）は、宮座組織の特徴を次のように総括している。

「ここにおいては、シンボルとなる神は系譜神で、同族・従者家臣、その他特殊の社会的関係によりこれを首長とする系譜関係をもつ者つまり一定の系譜団だけを守護・支配するものとかんがえられている。したがつて、系譜団に属すべき者すなわち座員は、その資格を伝統的にかぎられていて、特殊な家がらをなし、それが他の家とは区別されて権利義務意識をともない株の観念にまで発達している。この家がらないし株をもつ家は、系譜団に当然に加入する権利義務があり、またそうでない家が例外的に加入が許されることがあるのは特權の付与としてであるから、ここに入座の手続が発達する。こうして座員となつた者の権利義務の中心は、祭りの司祭者となることで、いわゆる神主や頭屋（当屋）に就任することが、その核心である。換言す

れば、全員が平等に祭りの主体になる。この組織の管理機構としては、かならずしも明確とはいえないが、議決・執行・監査の諸機関を一応もち、とくに議決には全員一致であったる原則をとっている。原則として、財政的基礎として宮座固有の不動産・動産を、多かれ少なかれ所有している。」

右に見える、「特殊な家がら」、「他の家とは区別された権利義務意識を基礎とする株の觀念」などは、上記、祈寧社の、血縁的閉鎖性と「分」の觀念に共通する社会的実体をもつていると考え得る。勿論、宮座にも、地域と時代により多くの種類があり、その祭祀組織の形態も多様であるから、一概に共通点だけを対比させることは早計であろうが、その組織の基本的な理念において、共通の構成原理が貫ぬいていることだけは、指摘し得ると思われる。この外、萩原龍夫『中世祭祀組織の研究』（一九七〇年）参照。

7 松本善海「元代における社制の創立」（『東京・東方学報』一一〇一・一九四〇年）三二八頁（以下の論文引用同じ）。梅原郁「元代差役法小論」（『東洋史研究』二三〇四・一九六五年）六四頁。

8 詳しくは、山根幸夫「明代徭役制度の展開」（一九六六年）二二頁以下。

9 山根前掲書四二頁に「黄冊は十年ごとに編造されたから、第十年目に就役する里長・甲首がその全責任を負っているようにも考えられる。しかし、事実は大造の年の前年あたりから、その準備にとりかかったので、決して第十年目の里長・甲首にのみ負担がかかつたわけではない」とあるが、里内の利害対立を調停しながら黄冊をまとめ、また県官にその黄冊を上呈するに当ってその正当性を主張しなくてはならない大造年及びその上呈年の里長は、少くとも対内調停と对外接衝を遂行する能力をもつた、里内の支配的地主でなくては勤まらなかつたと思われる。

10 以下、里甲組織の共同体的性格を規定する、諸家の説をあげる。

○古島和雄・在地の具体的な土地用益を含む所有關係と、その上に成立する階層的諸關係が：明初の里甲制体制の中に存続したものであると考えられる。：里甲制による課役の賦課が、丁糧の多寡による等則に基いて為された限り、この役の対象たる里

長戸が、かかる権力関係を背景にする在地の地主層であったことは争えないであろう。(「明末長江デルタに於ける地主經營一沈氏農書の一考察」・『歴史学研究』一四八一・一九五〇年一二二頁)

○安野省三：明初、排年・里長と、甲首・花戸との間には截然たる階層的序列があつた。……里長戸といつても、いずれも基本的な労働対象である田地の所有者であることに変りはない。だからこの点に関する限り、両者の間に階級的対立を発見することは不可能である。……そこでどうしても耕地を開墾する、農業の再生産に不可欠な物的諸条件をいくつか取出してきて、それらの諸条件に対して両者がいかなる関係に立つていたか、という問題を設定せざるをえない。こうした物的諸条件とは、おそらく水利権とか山林利用権とかいった種類のものであると想像される。そして里長戸は排他的にそれらの物件を掌握し、そのことを通じて、社会的な再生産過程において、甲首戸に対する支配権を確立していたと考えられる。(「明末清初、揚子江中流域の大土地所有に関する一考察」・『東洋学報』四四ノ三一・一九六一年一三七九・三八〇頁。)

○鶴見尚弘：里甲制が百十戸を基準とした戸数単位による編成原則をもつても拘らず、各村落内で厳密に百十戸の絶対数を内容とする編成が実施せられたというよりも、百十戸の里長・甲首戸を国家権力が把握するという形式によりながらも、その内容としては、暗零戸を含むそれぞれの農村に固有な戸数をもつ里甲編成を通じて、農村支配を貫徹せしめようとしたものであつて、それは必然的に現実の共同体的諸機能を前提とすべきものであつた。(「明代の暗零戸について」・『東洋学報』四七ノ三一 一九六四年一五八・五九頁。)

○浜島敦俊：里甲制は、江南において、再生産の物的諸条件を部分的に保証するものであり、その意味で少くとも江南にあつて里甲制は共同体的性格をもつていたと考えられる。それは糧長・里長戸の在地手作地主層を主たる担い手として機能したが、これら手作地主層は、田頭制や里甲諸役に示されるように、水利に関する科役を負担すると同時に、在地の水利権をめぐつて優先的な位置を占めており、また水利事業など再生産の物質的基盤の整備に対しても農民を動員し組織しようとするとき、國家権力による労働力強制＝徭役を利用できたのである。(「明代江南の水利の一考察」・『東京大学東洋文化研究所紀要』四七一一

九六九年一一七頁)

11 この表は、山根幸夫「『一条鞭法と地丁銀』（筑摩書房『世界の歴史』11—一九六一年一二八三頁）所載の「（河南省汲県 郭全屯）遷民碑」（洪武二十四年）に見える里甲編成表示の形式を参考にして作製した。第七甲・第八甲に並ぶ汪氏系の甲は、例えば第十三表・一五〇一年の里長・汪遠を出しているグループであろうと思われる。また第十甲の里長戸・甲首戸グループの姓は不明であるが、『社会記』の成化十二年（一四七六年）秋の条に

御史君清戎即遠年未解者。雖無冊取、俱解戸丁妻孥、赴衛詳査。本団有軍戸李復之原係太原前衛軍、年遠無冊取。竟遣里長謝耀。解戸丁李文義、往挨査。

とあり、文中に里長として謝耀の名が見えるので、この謝姓グループが第十四表の第十甲に当る可能性が強い。

12 前註10所引の諸説参照。特に安野論文の説はこの点を強調している。

13 第十三表の吳氏社戸系里長のうち、知識人としての経験の明らかなものは、吳珊瑚重（号静齋、以国学生、復転寧化院授衛州訓導）、吳僕汝節（号梅）、吳僕汝高（号守）、吳僕汝立（号質）なども文人としての“雅号”をもつており、何れも里内の有力なインテリであったと思われる。（『若洲吳氏家記』卷四『世系記』による。）

14 東京大学東洋文化研究所蔵。『高濱県城隍白府君廟志』全六卷首一卷末一卷、清陳國柱等原撰、清夏文源等統修。光緒十四年五中院聚珍版本（同所『漢籍分類目録』三二六頁、史部、地理、道觀の条所録）

15 同前書、卷一、陳國柱（原序）（康熙五

16 年序刊）
『高濱県志』卷一六（人物）の条に次の如く見える。

○陳万善、字可一、号備我、為人端方正直、機悟敏給、領万曆丁酉（一五七〇）鄉薦、登庚戌（一六〇）進士、授金華令、有政声；癸亥（一六一三）、轉駕部郎中、堅意不出：

17 同前書卷一三（官師）の条にのせる歴代県丞表に、次の如く見える。

○明県丞表

屠大棟、会稽県人。由都吏、「崇禎」十七年、任。

○國朝県丞表

屠大棟、会稽県人。由都吏、「順治」二年任、陞大同經歷。

18

前掲『高淳縣城隍白府君廟志』卷五〈春台聯〉の条には、屠大棟の聯につづき、次のような清代の台聯二件が記されている。

日日金榜題名、休認做虛言貴、誠看麟閣煦肅瀛州絵像、到頭來線斷浮梁、誰真誰幻

又来和尚(相伝為前知縣李斯全)

夜夜洞房花燭、漫道是假風流、回想唐宮長袖楚殿纖腰、転眼處塵埋香粉、即色即空

乾坤大戲場、億万千年、搬過許多傀儡

練川
施蠻宗題

古今總帳簿、二十一史、演成無數传奇

19

前掲『高淳城隍白府君廟志』卷末〈廟田考〉に「崇三」「豐三」「崇一」「崇五」「崇六」「崇七」「豐三」「豐四」「成四」等の地番に属する廟田計九十一畝の各面積と捐主を記す。「崇五十排」が義捐せる田土としては次のものがあげられている。

〈西房田〉 :

○崇三大葑圩田三畝八分有零

捐主
崇五十排

○豐二下壩圩田十畝八分

捐主
崇五十排

20

明初の韻書『洪武正韻』では、「崇」・「豐」は共に〈東〉韻に属して同韻であるが、「成」は〈庚〉韻に属して、前二字とは別韻となる。ただし清初の韻書『五方元音』では、「崇」・「豐」・「成」の三字とも〈龍〉韻に属して同韻となる。従つて、おそらく明末の俗韻体系によつて編成されたと思われる上記高淳県の土地台帳の上で、この「崇」・「豐」・「成」の三区画が近接の関係にあつた可能性は大きいと考える。

十五・六世紀を中心とする江南地方劇の変質について

21 城隍廟の祭祀や演劇が県全域の住民を基盤とせずに、一部の地縁団体や宗族に依存して維持されるという形は、必ずしも稀ではない。むしろ伝統の長い廟ほど、廟周辺の特定の社会集団（社または同族）との関係が深く、それだけ祭祀・演劇が一部の集團に支えられるケースが多くなるようである。次の例は、特定の宗族が城隍廟祭祀の演劇を維持している例である。

△ 民國一 『浙江・諸暨』 鍾氏宗譜（（多賀秋五郎『宗譜の研究』No. 113））卷四 〈城隍廟檀越叔奎公記〉

：粵稽先朝嘉靖間、卜建城隍廟於北隅，而我祖叔奎公住宅即損其間。執事者以廟基未拓，環懇我祖叔奎公：遂將住屋數十間并余地而並捐之。厥後万曆間、衆以廟無直道、神向蔽塞、謀於我祖。我祖賢四十公、賢七十八公、律公敬承祖志、復毀屋數十間、捨為官路；迨元宵前二日、叔奎公裔孫与陳、鄒兩姓、懸大灯三座、我姓居中、彼兩姓左之、右之、各相輝映坐。廟家待以酒果二席、我席亦設於中。六月廿九日、為城隍上神任之日、演戲一台、備具牲醴、祿神飲福、叔奎公裔孫兩房、輪司其事、置有產業、另立簿拋。自明迄今不敢闕如也。…

清乾隆三十五年歲次庚寅秋八月 日

房長兆昌

學晉

如英

克斌

干鈞

千峰

裔孫万祿頓首拜撰

22 明清両代を通じて、高淳県、県域内の諸郷村では、土俗的な演劇が極めて盛んであったという。邑人吳越彦なる者が康熙六〇三年任の知県・張大垣にあてた書簡（（上張明府書））（（康熙二十二年序刊）『高淳県志』卷二三《藝文》所収）は、このことを次のように記している。

△樵民吳越彥謹致書柴辰先生足下、前歲水災、今歲水旱並災。先生日憂、救荒無策、催科莫辦。少者壯者、且相率為盜、莫有良

法、可弭其源也。善夫、處心積慮、古所謂懼悌君子、民之父母者歟。竊有薦養之言、深中地方之隱、足以救荒、足以辦課、足以弭盜源。惟先生破去疑畏、果斷行之耳。淳俗陋弊、繢非一端、所最甚者、莫如歌會。其惑神妄祀、敗俗糜財、害有弗勝言者。

三家之村、必有歌會。刻木為鬼臉、傅於人面、執戈衣錦、舞蹈路衝、荒唐鄙惡、絕無生意、可笑可唾、殆難詳述。如条風乍扒、布穀初鳴、正有事西疇、屈指以待麥秋也。乃神旗高樹、會帖紛伝。自開案、開光、擇期、燒聖、以至起歌、正歌、罷歌、擂花台、演伝奇、遠迎姻姪、広召賓朋、一家至殺數十鵝。酒餚飲食、稱鵝而行者、益復可知。小民窮乏、年分輪值、至禿妻鬻子以從事。

淳有七鄉、惟安興張氏無此醜惡。其他蹈此陋規者未易更。僕數統計、每歲所費不貲。嗚呼、此皆足辦國課、養家口。奈何以有十排」なる集団は、その歌会の中心を担う「社」組織であったと思われる。

わが国の中世以来の宮座の場合、村落共同体との関係は、例えば、次のように総括されている。

歴史的にはともかく、現在では、宮座は村落とくに村落共同体の組織とは直接の関係をもたないものが、どちらかというと多いようである。すなわち、村落は地域自治の一般的な事項を法律的あるいは慣行的包括的に管理するのに対し、宮座はその系譜神祭りのことだけを、しかも他の一般自治事項とは一応別のものとして管理する。だがそのような場合でも、座員は部落における古くからの有力者であることが多いので、間接的に村落に対しても発言権がとくに大きいものである。

その上、座員として村落に対し権威をもち（井上頼寿「京都古事記」三七頁）、あるいはとくに十人衆などと言われるものが有力であり（井上、同前、五六頁）、すんで宮座として村落の経済に権利義務をもち（井上、同前、五八頁）、村政を支配し（井上、同前、五六頁）、いわゆる祭政一致と

いうこと（桜井德太郎『日本民』）も、決してすぐくない。かくて、一方では、村長が記録箱を封印する（井上、同前）ほか祭りの責任をもち（井上、同前）、収入役が会計を管理し（井上、同前）、村落長が座員代表とともに氏子惣代となる（西郷信綱「祭の組一例」、「民間」）とともに、他方では、神主にあたる者は村役を免除される（井上、同前）など、双方の役職者が相互に兼任しあうという形をとることがある。

みぎのよう、宮座が村落と密接な関係をもつ場合でも、その実際には各種の段階ないし性質があり、現状において一般的にいえば、宮座が村落を支配するというよりは村落が宮座を支配するという形の方が多いとおもわれる。（千葉前掲書一註⁶—四二—四三頁）

以上のとく、宮座と村落共同体との関係は、直接的にはとにかく、間接的にはかなり深い結びつきがあったと言われており、その関係の実体は、本稿本章で縷述した明代の「社祭組織」と「郷村組織」との関係に極めて類似したものがあることも注目に値する点であろう。

（一九七三年十一月）

【補記】本稿第一章（本紀要・第六〇冊）において、主要資料として引用した『茗洲吳氏家記』の“茗洲”を誤って“茗州”と記した。本章以降、訂正させていただく。

第十二表 呉氏社戸輪番交替表(二) 4

X系					IX系		VIII系				VII系			VI系					V系			III系							
存X紹					存XII森		存XI林		存VII杰			存滋		存VII濟		存VI恕					存XIII謹		存V信	存III制	第廿五世				
榮	豪	清	睿	聰	燦	輝	薰	芝	僕 XIV	良	溫	榎	槐	根	嶽					梓	模	植	賓	第廿六世					
秀・瑚	贊	琰	理	理	珊	瑚	玠	瓊	珙	璣	璫	璵	璵	璵	子・璵玉	珉	琪	瑩	珀	仟・炷	偉	蜡・熾	炳・烈	第廿七世					
(梵)	(梵)	(梵)	(梵)	(梵)	(梵)	(梵)	(梵)	(梵)	(梵)	(梵)	(梵)	(梵)	(梵)	(梵)	(梵)	(梵)	(梵)	(梵)	(梵)	(梵)	(梵)	(梵)	(梵)	廿九戸社戸					
																								第三期					
1534秋 榮		1533秋 清	1530秋 理		1535秋 珊		1530春 玠	1529春 璵兄弟 1533春 璵																前	第				
1545秋 燦・瑚		1539秋 璜			1538秋 瑛		1537春 珪	1538春 応頃	1544春 応福	1545春 応尊	1543春 瑛	1542秋 璵	1537秋 元喜	1536春 瑠璃	1532秋 元甫	1535春 板	1536秋 根	1541春 珉	1540秋 琪	1540春 応辰	1539春 応文	1532春 珀	1531秋 模	1531春 植					
1559秋 榮・宗		1559春 琰			1560秋 成信		1558秋 応寿	1561春 成徳			1560春 頤通		1551秋 元貴						1565秋 子・上	1561秋 琪	1562秋 応辰	1546秋 応武・ 応全	1550秋 珪	1547春 炷	1543秋 熾	1544秋 熾	1542春 炳	期	四
1584秋 鉢淨		1582春 成廉	[1570春～1583秋] 28回 欠				1569秋 訓忠*										[1557秋] 欠	[春秋始 分社戸]	1551春 珪	1557春 成礼	[1552春～1556年秋] 9回欠					1558春 炳	後	期	
							1583秋 訓忠*																				第五期		

*所属の系統不明
かりに顔光の下に配す

第十一表 吳氏社戶輪番交替表(一) (3)

X	IX			VIII	VII	VI		V	IV	III	II	I	
1552春 德祀	1451秋 德春			1451春 存杰	1450秋 德皓	1450春 德安		1449秋 德烜	1449春 敏文	1448秋 德昱	1447秋 斯文	1447春 苦裕	
1455秋 德祀	×			1455春 存杰	1454秋 德皓	×		1454春 德烜	1453秋 敏文	1453春 德昱	1452秋 斯文	×	
1459春 德祀	×			1458秋 存杰	1458春 存濟	×		1457秋 德烜	1457春 敏文	1456秋 德昱	1456春 斯文	×	
1462秋 存皓	×			1462春 存杰	1461秋 存濟	×		1461春 德烜	1460秋 敏文	1460春 德昱	1459秋 斯文	×	
1466春 存皓	×			1465秋 存杰	1465春 存濟	×		1464秋 德烜	1464春 敏文	1463秋 德昱	1463春 斯文	×	
1469秋 存皓	×			1469春 存杰	1468秋 存濟	×		1468春 德烜	1467秋 敏文	1467春 存制	1466秋 斯文	×	
1473春 存皓	(XII)	(XI)		1472秋 存林	1472春 存濟	×		1471秋 德烜	1471春 敏文	1470秋 存制	1470春 斯文	×	
1476春 存森	1476秋 存森	1476春 存林		1475秋 温	1475春 存濟	×		1474秋 德烜	1474春 存制	1473秋 斯文	1473秋 斯文	×	
1481春	1481秋 存森	1480秋 存林		1480春 温	1479秋 存济	1479春 存恕		1478秋 德烜	1478春 存制	1477秋 斯文	1477秋 斯文	×	
1485秋 存森	1485春 存森			1484秋 温	1484春 存济	1483秋 存恕		1483春 德烜	1482秋 存制	1482春 斯文	1482春 斯文	×	
1490秋 輝	1490春 輝	1489秋 存林		1489春 温	1488秋 存淳	1488春 存恕		1487秋 德烜	1487春 存制	1486秋 斯文	1486秋 斯文	×	
1494秋 輝	1494春 存林	(XV)	(XIV)	1493秋 良·俊	1493春 存淳	1492秋 存恕	(XIII)	1492春 德烜	1491秋 存誠	1491春 斯文	1491春 斯文	×	
1500秋 輝	1500春 芝兄弟	1499秋 璇	1499春 璇	1498秋 璇	1498春 存潤	1497秋 存恕	1497春 存蘿	1496秋 存信	1496春 宝	1496春 宝	1495秋 斯文	×	
1505春 曉兄弟	1505秋 芝	×	1504秋 候叔姪	1504春 琪	1503秋 模	1503春 模	1502秋 植	1502春 存誠	1502春 存誠	1501秋 洪兄弟	1501秋 洪兄弟	×	
1510春 曉	1510春 芝	×	1509秋 儉叔姪	1509春 模·櫟	1508秋 存恕	1508春 模·櫟	1507秋 植	1507春 存誠·宝	1507春 存誠·宝	1506秋 洪兄弟	1506秋 洪兄弟	×	
1515春 曉	1515秋 輝	1515春 芝	1514秋 煥	1514春 模	1513秋 櫟	1513春 模	1512秋 植	1512春 存誠	1512春 存誠	1511秋 洪	1511秋 洪	×	
1520春 曉·燦	1520春 芝	×	1519秋 玗	1519春 根·槐	1518秋 櫟	1518春 模·樟	1517秋 植	1517春 宝	1517春 宝	1516秋 洪·班	1516秋 洪·班	×	
1525春 曉	1525春 芝	×	1524春 玗	1523秋 根	1523春 櫟	1522秋 模	1522春 植	1521秋 烈	1521秋 烈	1520秋 班	1520秋 班	×	
1530春 玠	1529秋 燦·珙	1529春 珙兄弟	×	1528秋 玗兄弟	1528春 玗兄弟	1527秋 櫟	1527春 模·梓	1526春 植	1526春 植	1525秋 班	1525秋 班	×	

[1526秋
欠]

第十表 吳氏社戶世系表(2)

